

一般事業主行動計画(第3回)

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日～平成32年3月31日までの5年間
2. 内 容

目標1: 育児休業制度・短時間勤務制度等について、制度に対する認識の向上と理解を深めることによって、利用しやすい職場環境を醸成する。

指針1-(1)ウ: 「育児・介護休業法の育児休業制度を上回る期間、回数等の休業制度の実施」に対応

<対策>

- 平成27年4月～ 両立支援にかかわる法制度、社内制度の概要およびその取得手続きの社内広報活動(ホームページ等)の実施、事務担当者会議の実施

目標2: 育児休業者の円滑な職場復帰を支援するため、職業能力の維持・向上を目的とした能力開発等を促すことができる方策を検討する。

指針1-(1)エ(工): 「育児休業をしている労働者の職業能力の開発及び向上のための情報提供」に対応

<対策>

- 平成27年4月～ 職場復帰プログラムの内容検討、休業期間中における情報提供

目標3: 計画期間内に、出産休暇(父親)の取得率を次の水準にする。

- ・取得率を100%にすること

指針1-(1)イ: 「育児・介護休業法の育児休業制度を上回る期間、回数等の休業制度の実施」に対応

<対策>

- 平成27年4月～ 取得促進のための取組み開始
社内イントラネットを使用した情報提供(広島県イクメン企業同盟の活動報告紹介等)

以上